

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第二十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第七議案第二十九号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 斎藤多市君 登壇)

○秘書職員課長(斎藤多市君)

御指名によりまして、

議案第二十九号 福生

市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由につきましては議案第二十六号及び二十八号のとおりでございますので内容について申し上げます。教育長の給与が従来三十二万五千円でございましたが、収入役と同じく一六・九二%のアップ率で三十八万円に改めようとするもので、本案につきましても昭和五十二年四月一日から適用させていただきたいということでございます。

なお、本案に要する財政需要は百二十七万五千円でございます。
以上雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については 総務委員会に付託し、審査せしめらんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

よって議案第二十九号は 総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(岩田 博君) 日程第八 議案第三十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(環境保全課長 木村 猛君 登壇)

○環境保全課長(木村 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第三十号

福生市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償の額の改正方を提案したことに伴い、消防団員の報酬及び費用弁償の額を改正したいので、本条例を整備する必要が生じたわけでございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

福生市消防団員は団長以下百八十六名で構成し、その階級は七階級あるわけでございます。第十二条は団員の報酬でございます。団長十一万八千八百円を十五万三千三百円に、副団長を九万二千円を十一万八千九百円に、分団長を六万五千六百円を八万四千七百円に、副分団長四万四千円を五万六千九百円

に、部長三万九千円を五万四千百円に、班長を二万八千百円を三万六千三百円に、団員を一万九千六百円を二万五千三百円に改めようとするものでございます。

この改定率につきましては、非常勤の特別職の関係と同じく二九・〇三%を引き上げようとするものでございます。

なお、第十二条の二第一項中、千円を千二百円でございますが、これは火災訓練、特別警戒の出動手当を改正しようとするものでございます。

以上の点で財政を必要とするものは、合計四百十八万六千二百円に相なるわけでございます。

なお、この条例は五十二年四月一日から適用しようとするものでございます。

以上雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださるようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十号は厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第九 議案第三十一号 昭和五十二年度福生市一般会

計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第三十一号

昭和五十二年度福生市一般会計補正予算（第一号）につき、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本予算は一般会計の補正第一号でございますが、その骨子といたしますものは、まず第一点といたしまして、ただいま提案されました各種条例の改正に伴います報酬等の人件費を補正したこと、さらに又第二点としては市民会館の一般寄付金二千六百万円を歳入といたしまして、市民会館運営に必要な備品購入並びに一部植樹等を行うおうとするもの、第三点としては緊急を要します事業につきましては、国、都の支出金等と関連をいたしまして歳出を計上したこと、第四点といたしましては当初予算審議の際に御指摘をいただきました監査委員費における自動車関連の経費を修正をしたこと等でございます。

まずその総則におきましては、既決の予算額六十億五千七百九十一万四千円に今回新たに二千六百八十三万八千円を補正をいたしまして、その総額を六十億八千四百七十五万二千円にしようとするものでございます。

その歳入歳出の内容につきましては、第一表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

第一表の歳入歳出予算補正のうち歳入について御説明申し上げます。

まず国庫支出金におきまして二十八万円の計上でございますが、これは入院助産措置対象人員の増加に伴います国の負担金二十八万円を歳入しようとするものでございます。

都支出金におきましては、今回五十五万八千円の追加計上でございますが、都の負担金として三十三万七千円、都の補助金として二万五千円、都の委託金として十九万六千円でございます。

このうち都の負担金は国庫負担金でも御説明申し上げましたが、入院助産関係の措置費の都の委託金三万五千円と、民生委員、児童委員の負担金三十万二千円でございます。又、都の補助金におきましては、同様入院助産関係の負担金二万五千円でございます。

都の委託金につきましては統計調査に要する費用の都の負担金でございますが、就業構造基本調査の委託金六万九千円、全国物価統計調査に要する都の委託金十二万七千円となっております。

次に寄付金でございますが、総額において二千六百万円でございますが、これは関係会社、団体等の御協力をいただきまして、おかげをもちまして大変

大幅な寄付金をいたいたものでございます。

その内容を簡単に御説明

申し上げますと、市内関係の会社、団体等から十四社、一千二百十五万円、建設関係の会社等から十五社で一千九十九万円、金融機関関係の銀行その他から八社で一千八百四十五万円、合計いたしまして三十七件で四千百五十万円の寄付をいたしております。

なお、このうち現金でいただきましたものは二千五百七十五万円でございます。

これは本予算計上の源収となっております。なお、その他は物品等による寄付でございます。その総額が一千五百七十五万円、どん帳に七百五十万円、植樹に七十五万円、絵画七百五十万円、これは見積もり相当額でございますが、これらあわせまして現品で寄付されたものが一千五百七十五万円でございます。

以上あわせまして歳入の合計が二千六百八十三万八千円と相なるものでございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

まず議会費におきまして一千九百二十一万四千円でございますが、これは議員報酬改定に伴います追加分でございます。

次に総務費におきまして五百八十三万三千円の追加補正でございます。総務管理費におきまして五百五十四万四千円、選挙費におきまして二十四万二千円、統計調査費におきまして十九万六千円、監査委員費におきましては十七万九千円でございます。

この内容でございますが、総務管理費におきましては、市長初め三役の給与改定により四百三十八万四千円、それから全国基地協議会の分担金二十万円、なおこの分担金につきましては防衛施設協会設立のための基金として特別分担金として収めるものでございまして、この防衛施設協会につきましては後刻全協に詳しく説明がなされるはずでございます。

なお、選挙費におきまして二十四万二千円は選挙管理委員会の報酬改定に伴うものでございします。統計調査費におきましては、歳入でも御説明申し上げました就業構造に伴う支出六万九千円、全国物価統計に要する支出十二万七千円でございます。

監査委員費におきましては、当初予算で御指摘をいただきました自動車の燃料、修繕等二十九万六千円を減額し、なお又監査委員の報酬改正等に伴う増額分十一万七千円を相殺したものでございます。

次に民生費について御説明を申し上げます。

今回追加いたします民主費の総額は百五十万七千円でございまして、そのうち社会福祉費におきまして九十二万七千円、これは民生委員等の報酬改定に伴うもの一万三千円、報償金として九十一万四千円等でございます。児童福祉費におきましては五十八万円の追加補正でございますが、歳入でも御説明申し上げましたが、入院助産施設に対する措置費三十五万円、又、これら入院者に対する補助金十五万円等でございます。

次に衛生費について申し上げます。

衛生費の補正額は四十六万四千円で、これは保健衛生費における追加補正で、主として予防接種に対する医師の手当の増額分でございます。

次の農林水産費におきます八十六万一千円の増額は、農業費における農業委員さんのいずれも報酬改定に伴う増額分でございます。

次に消防費の四百二十万五千円の増額は消防団関係の報酬、手当の改定に伴うものでございまして、報酬改定分として百五十四万五千円、出勤手当に対するもの二百六十八万円と相なります。

次に教育費について御説明を申し上げます。

教育費における追加総額は三千五百四十二万二千円でございまして、その内訳は教育総務費におきまして百五十八万七千円、これは教育委員の報酬改定並びに教育長の給与改定に伴います増額分でございます。次に学校給食費におきまして六百八十三万五千円の増額でございます。これは第三小学校にありま

す給食センターが手狭になってまいりまして、それを夏休みに改築するための費用といたしまして六百七十九万九千円を今回計上させていただきました。なお、

給食審議会委員の報酬については三万六千円と相なります。次に社会教

育費におきまして二千七百万円の追加でございますが、これは歳入でも御説明を申し上げましたように、寄付金に伴います備品の購入費として二千五百万円、

それからここに関連をいたします植樹事業の経費として百万円、あわせまして二千六百万円を寄付対象分の歳出として計上しております。なお又、市

民会館の建設に伴いまして、テレビ障害の一部起こってまいりますので、それらに対する工事費として百万円を計上いたしました。社会教育費における増額は二千七百万円でございます。

なお最後に予備費におきまして財源調整をいたしまして、減額の四千

六十五万八千円で、予備費の現予算額は一千四百七十八万九千円となります。  
以上相殺をいたしまして、歳出の合計は歳入と同様二千六百八十三万八千  
円と相なるわけでございます。

よろしく慎重御審議の上、原案ごおり可決いただきますようお願いを  
いたしまして、提案理由といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第三十一号については、総務、建設、  
厚生、三常任委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は総務、建設、厚生、三常任委

員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は

三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十 議案第三十二号 市道路線の認定について  
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 森田 進君 登壇)

○建設課長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第三十二号 市  
道路線の認定について提案理由とその内容について御説明を申し上げます。  
今回認定しようとする道路については、いずれも寄付による道路でございま  
す。

市道田五九、六〇、六一、六二、六三号の五路線について申し上げます。

本路線は南田園地区に位置をいたしまして、それから市道に起点 終点を  
接続しております道路でございます。 新都市建設公社から寄付申し出さ  
れたものでございます。 各線路の内容でございますが、まず五九号路線  
でございますが、本路線は幅員四・五メートルの延長五十八メートルのもの、六〇  
号線につきましては幅員五メートル、延長七十八メートルのもの、六一号線につき  
ましては幅員五メートル、延長七十九メートル、六二号線につきましては幅員五メー  
トル、延長十九・五メートル、六三号線につきましては幅員四・五メートル、延長が四  
十六メートルでございます。

次に市道第二九二号線について御説明申し上げます。

この路線は旧国道一六号線——現在市道第七二号線になつてゐるわけござい  
ます。——にかゝる日光橋の至近距離にございまして、市道第七六号線に接した  
ところを起点といたしまして、同じく市道第九二号線に接したところを終点とした  
幅員四・五メートル、延長六十四メートルの私道を白鳥義男氏及び白鳥清子氏か  
ら寄付申し出されたものでございます。

最後に市道二四六号線について御説明を申し上げます。

本路線は多摩台ハウス管理事務所——原ヶ谷戸の八高線沿いにございま  
す。通称わらつけ街道のうちでございますが、その北側に位置をいたしまして、起  
点 終点とも通称わらつけ街道に接する幅員四・五メートル、延長九十八メートル  
の私道をジャパマハイツ企業組合から寄付申し出されたものでございます。

以上説明申し上げました七路線については、いずれも関係住民あるいは  
権利者にとりましては欠くことのできない生活道路であり、すでに舗装、排  
水施設等整備されております道路でございます。 したがしまして道路法  
第八条の規定に基づきまして認定をしようとするものでございます。

非常に雅駁でございますが、原案ごおり御決定くださいますようお願いを  
申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十七分 休憩

午後四時十分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第十一 議案第三十三号 福生市表彰条例に基づく自治功労者についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第三十三号 福生市表彰条例に基づく自治功労

者についての提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は福生市表彰条例の規定に基づきまして、来る七月一日の市制施行記念日に、本市議会の御議決を経て自治功労者に列し、自治功労章をお送り申し上げるべき、永年公職在職者 斉藤菊蔵氏に対する表彰議案でございます。

斉藤氏は本議案の裏面に職歴として記載してございますとおり、町制施行当時に町議會議員から引き続いて町議會議員を半年足らず、選挙管理委員会委員を一期三カ年余り、農地委員会委員を一期二年と九カ月足らず、その後固定資産評価審査委員会委員を五期十五年間の長きにわたってお務めをいただいたことに対する表彰でございます。最後の

固定資産評価審査委員会委員の在任期間十五年だけで優に自治表彰に該当するものでございます。

御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十三号は原案

どおり同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十二 議案第三十四号 福生市表彰条例に基づく

く自治功労者についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

議案第三十四号 福生市表彰条例に基づく自治功

労者についての提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案もただいま御議決をいただきました第三十三号議案と同様、本市議会の御議決を経て、自治功労者に列し、自治功労章をお送り申し上げます。永年公職在職者、昨年九月に教育委員長と最後に退職されました田村政一氏に対する表彰でございます。合計本年の自治表彰は二名でございます。

田村氏につきましても、本議案の裏側に職歴として記載してございますとおり、町議会議員を一期四年間、自治功労の対象となります。国民健康保険運営協議会委員を三ヶ年余り、さらに教育委員会委員を二期八年間、歴任されて、まことに對する表彰でございます。